

# 伊 勢 市 公 報

第 16 号  
平成 18 年 7 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

条 例	頁
伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	3
伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	18
伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	35
<b>岡本町財産区条例</b>	
伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害見舞金支給に関する条例の一部を改正する条例	38
<b>規 則</b>	
伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	41
伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則	44
伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則	46
平成 18 年改正給与条例附則第 4 項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の切替えに関する規則	63
平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則	66
伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則	72
伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	87
伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	89
伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	91
伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	93
<b>教育委員会規則</b>	
伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	101
伊勢市御園 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則	103
学校水泳プール管理・運営規則	105
<b>議会規則</b>	
伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則	112
<b>訓 令</b>	
伊勢市工芸指導所運営協議会規程	114
伊勢市職員職名規程の一部を改正する規程	117
<b>上下水道事業管理規程</b>	
伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	120
伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程	122
<b>告 示</b>	
認可地縁団体の告示事項の変更について	124
認可地縁団体の告示事項の変更について	125
地縁による団体の認可について	126
道路の区域変更について	128
認可地縁団体の告示事項の変更について	129
<b>教育委員会告示</b>	
教育委員会会議の招集について	130

**上下水道事業告示**

伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	131
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	132
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	133
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	134
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	135
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	136
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	137

**公 告**

都市公園の区域変更について	138
犬の抑留について	139
犬の抑留について	140

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 43 号

### 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「この条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

第 1 条第 2 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 4 条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 6 条第 3 項から第 6 項までを次のように改める。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるものにあつては、3 号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55 歳(規則で定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるものにあつては、3 号給)」とあるのは、「2 号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第 6 条中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要

な事項は、規則で定める。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

( 地域手当 )

第 11 条の 2 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100 分の 4 ( 職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって市長が特に必要と認めた場合は、100 分の 18 を超えない範囲内で市長が定める割合 ) を乗じた額とする。

第 25 条第 2 項各号列記以外の部分中「 9 級」を「 7 級」に改め、同条第 4 項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第 5 項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 28 条第 2 項第 1 号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第 3 項中「扶養手当の月額」を「これに対する地域手当の月額」に改める。

第 35 条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第 36 条第 2 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第 3 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第 4 項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表を次のように改める。

別表 一般職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	

29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	

64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	240,100	296,400	345,300	386,800		
87	240,800	296,800	345,800	387,400		
88	241,500	297,200	346,300	388,000		
89	242,300	297,500	346,700	388,700		
90	242,800	297,900	347,200	389,300		
91	243,300	298,300	347,700	389,900		
92	243,800	298,700	348,200	390,500		
93	244,100	298,900	348,500	391,200		
94		299,300	349,000			
95		299,700	349,500			
96		300,100	350,000			
97		300,300	350,300			

	98		300,700	350,800				
	99		301,100	351,300				
	100		301,500	351,800				
	101		301,700	352,100				
	102		302,100	352,500				
	103		302,500	352,900				
	104		302,900	353,300				
	105		303,100	353,800				
	106		303,500	354,200				
	107		303,900	354,600				
	108		304,300	355,000				
	109		304,500	355,500				
	110		304,900	355,900				
	111		305,300	356,300				
	112		305,700	356,700				
	113		305,900	357,200				
	114		306,300					
	115		306,700					
	116		307,100					
	117		307,300					
	118		307,600					
	119		307,900					
	120		308,200					
	121		308,600					
	122		308,900					
	123		309,200					
	124		309,500					
	125		309,900					
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第169号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第6条の2 職員に地域手当を支給する。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第4条第3項及び同条第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第7条を次のように改める。

(地域手当)

第7条 職員に地域手当を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年7月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げ

られている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例に基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（規則で定める職員は除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第43号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）
- 11 平成22年3月31日までの間における給与条例第11条の2中「100分の4」とあるのは、「100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。  
（規則への委任）
- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 13 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）

の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(以下この項において「調整期間」という。)」を削り、「(以下この項において「復帰の日」という。)又はその日から1年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)第8条に規定する「昇給日」をいう。)又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第2項を削る。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

給料表	旧級	新級
一般職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級

附則別表第2 一般職給料表の適用を受ける職員の新号給（附則第3項関係）

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		1	3月未満			1		5		1
	3月以上6月未満			2		6		1		1
	6月以上9月未満			3		7		1		1
	9月以上12月未満			4		8		1		1
	12月以上			5		9		1		1
2	3月未満			5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満			6	1	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満			7	1	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満			8	1	12	1	1	1	1
	12月以上			9	1	13	1	1	1	1
3	3月未満			9	1	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満			10	2	14	1	1	1	1
	6月以上9月未満			11	3	15	1	1	1	1
	9月以上12月未満			12	4	16	1	1	1	1
	12月以上			13	5	17	1	1	1	1
4	3月未満			13	5	17	1	1	1	1
	3月以上6月未満			14	6	18	2	2	1	1
	6月以上9月未満			15	7	19	3	3	1	1
	9月以上12月未満			16	8	20	4	4	1	1
	12月以上			17	9	21	5	5	1	1
5	3月未満	1	21	17	9	21	5	5	1	1
	3月以上6月未満	2	22	18	10	22	6	6	1	1
	6月以上9月未満	3	23	19	11	23	7	7	1	1
	9月以上12月未満	4	24	20	12	24	8	8	1	1
	12月以上	5	25	21	13	25	9	9	1	1
6	3月未満	5	25	21	13	25	9	9	1	1
	3月以上6月未満	6	26	22	14	26	10	10	2	2
	6月以上9月未満	7	27	23	15	27	11	11	3	3
	9月以上12月未満	8	28	24	16	28	12	12	4	4
	12月以上	9	29	25	17	29	13	13	5	5
7	3月未満	9	29	25	17	29	13	13	5	5
	3月以上6月未満	10	30	26	18	30	14	14	6	6
	6月以上9月未満	11	31	27	19	31	15	15	7	7
	9月以上12月未満	12	32	28	20	32	16	16	8	8
	12月以上	13	33	29	21	33	17	17	9	9
8	3月未満	13	33	29	21	33	17	17	9	9
	3月以上6月未満	14	34	30	22	34	18	18	10	10
	6月以上9月未満	15	35	31	23	35	19	19	11	11
	9月以上12月未満	16	36	32	24	36	20	20	12	12
	12月以上	17	37	33	25	37	21	21	13	13

9	3月未滿	17	37	33	25	37	21	21	13	13
	3月以上6月未滿	18	38	34	26	38	22	22	14	14
	6月以上9月未滿	19	39	35	27	39	23	23	15	15
	9月以上12月未滿	20	40	36	28	40	24	24	16	16
	12月以上	21	41	37	29	41	25	25	17	17
10	3月未滿	21	41	37	29	41	25	25	17	17
	3月以上6月未滿	22	42	38	30	42	26	26	18	18
	6月以上9月未滿	23	43	39	31	43	27	27	19	19
	9月以上12月未滿	24	44	40	32	44	28	28	20	20
	12月以上	25	45	41	33	45	29	29	21	21
11	3月未滿	25	45	41	33	45	29	29	21	21
	3月以上6月未滿	26	46	42	34	46	30	30	22	22
	6月以上9月未滿	27	47	43	35	47	31	31	23	23
	9月以上12月未滿	28	48	44	36	48	32	32	24	24
	12月以上	29	49	45	37	49	33	33	25	25
12	3月未滿	29	49	45	37	49	33	33	25	25
	3月以上6月未滿	29	50	46	38	50	34	34	26	26
	6月以上9月未滿	30	51	47	39	51	35	35	27	27
	9月以上12月未滿	30	52	48	40	52	36	36	28	28
	12月以上	31	53	49	41	53	37	37	29	29
13	3月未滿	31	53	49	41	53	37	37	29	29
	3月以上6月未滿	31	54	50	42	54	38	38	30	30
	6月以上9月未滿	32	55	51	43	55	39	39	31	31
	9月以上12月未滿	32	56	52	44	56	40	40	32	32
	12月以上	33	57	53	45	57	41	41	33	33
14	3月未滿	33	57	53	45	57	41	41	33	33
	3月以上6月未滿	33	58	54	46	58	42	42	34	34
	6月以上9月未滿	33	59	55	47	59	43	43	35	35
	9月以上12月未滿	34	60	56	48	60	44	44	36	36
	12月以上	34	61	57	49	61	45	45	37	37
15	3月未滿	34	61	57	49	61	45	45	37	37
	3月以上6月未滿	34	62	58	49	62	46	46	38	38
	6月以上9月未滿	35	63	59	50	63	47	47	39	39
	9月以上12月未滿	35	64	60	50	64	48	48	40	40
	12月以上	35	65	61	51	65	49	49	41	41
16	3月未滿	35	65	61	51	65	49	49	41	41
	3月以上6月未滿	36	66	62	51	66	50	50	42	42
	6月以上9月未滿	36	67	63	52	67	51	51	43	43
	9月以上12月未滿	36	68	64	52	68	52	52	44	44
	12月以上	37	69	65	53	69	53	53	45	45
17	3月未滿	37	69	65	53	69	53	53	45	45
	3月以上6月未滿	37	70	66	54	70	54	54	46	46
	6月以上9月未滿	37	71	67	55	71	55	55	47	47
	9月以上12月未滿	37	72	68	56	72	56	56	48	48
	12月以上	38	73	69	57	73	57	57	49	49

18	3月未満	38	73	69	57	73	57	57	49	49
	3月以上6月未満	38	74	70	57	74	58	58	50	50
	6月以上9月未満	38	75	71	58	75	59	59	51	51
	9月以上12月未満	38	76	72	58	76	60	60	52	52
	12月以上	39	77	73	59	77	61	61	53	53
19	3月未満	39	77	73	59	77	61	61	53	
	3月以上6月未満	39	78	74	59	78	62	62	54	
	6月以上9月未満	39	79	75	60	79	63	63	55	
	9月以上12月未満	39	80	76	60	80	64	64	56	
	12月以上	40	81	77	61	81	65	65	57	
20	3月未満		81	77	61	81	65	65	57	
	3月以上6月未満		82	78	61	82	66	66	58	
	6月以上9月未満		83	79	61	83	67	67	59	
	9月以上12月未満		84	80	62	84	68	68	60	
	12月以上		85	81	62	85	69	69	61	
21	3月未満		85	81	62	85	69	69	61	
	3月以上6月未満		86	82	62	86	70	70	62	
	6月以上9月未満		87	83	63	87	71	71	63	
	9月以上12月未満		88	84	63	88	72	72	64	
	12月以上		89	85	63	89	73	73	65	
22	3月未満		89	85	63	89	73	73	65	
	3月以上6月未満		90	86	64	90	74	74	66	
	6月以上9月未満		91	87	64	91	75	75	67	
	9月以上12月未満		92	88	64	92	76	76	68	
	12月以上		93	89	65	93	77	77	69	
23	3月未満		93	89	65	93	77			
	3月以上6月未満		93	90	65	94	78			
	6月以上9月未満		93	91	66	95	79			
	9月以上12月未満		93	92	66	96	80			
	12月以上		93	93	67	97	81			
24	3月未満			93	67	97	81			
	3月以上6月未満			94	67	98	82			
	6月以上9月未満			95	68	99	83			
	9月以上12月未満			96	68	100	84			
	12月以上			97	69	101	85			
25	3月未満			97	69	101	85			
	3月以上6月未満			98	70	102	86			
	6月以上9月未満			99	71	103	87			
	9月以上12月未満			100	72	104	88			
	12月以上			101	73	105	89			

26	3月未満			101	73	105				
	3月以上6月未満			102	73	106				
	6月以上9月未満			103	74	107				
	9月以上12月未満			104	74	108				
	12月以上			105	75	109				
27	3月未満			105	75					
	3月以上6月未満			106	75					
	6月以上9月未満			107	76					
	9月以上12月未満			108	76					
	12月以上			109	77					
28	3月未満			109	77					
	3月以上6月未満			110	78					
	6月以上9月未満			111	79					
	9月以上12月未満			112	80					
	12月以上			113	81					
29	3月未満			113	81					
	3月以上6月未満			114	82					
	6月以上9月未満			115	83					
	9月以上12月未満			116	84					
	12月以上			117	85					
30	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 44 号

### 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企業職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」を「企業職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職の職員並びに法」と改める。

第 2 条の 2 第 2 項中「から第 5 条まで」を「及び第 6 条の 5」に改める。

第 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（一般の退職手当）

第 2 条の 3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第 3 条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 5 条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第 2 号中「20 年」を「15 年」に改め、同項第 3 号中「21 年以上 24 年」を「16 年以上 20 年」に、「100 分の 120」を「100 分の 160」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

(5) 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160

(6) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第 1 号中「5 年」

を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第5条第1項に規定する者」に改め、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤

		続期間及び特定減額前 給料月額を基礎とし て、前3条の規定によ り計算した場合の退職 手当の基本額に相当す る額
--	--	---

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とし、第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給

## 料月額に対する割合

### イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第8条第3項又は第12条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第4項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第4項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第7条第4項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第7条第4項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第7条第4項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

## 職期間

- (6) 第7条第4項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (7) 第7条第4項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
  - (8) 第7条第4項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (9) 第7条第4項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
  - (10) 第7条第5項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (11) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間  
第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。  
第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 6 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	第 3 条から第 5 条まで	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との

		差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の

推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規定において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万4,150円
- (2) 第2号区分 5万円
- (3) 第3号区分 4万5,850円
- (4) 第4号区分 4万1,700円
- (5) 第5号区分 3万3,350円
- (6) 第6号区分 2万5,000円
- (7) 第7号区分 2万850円
- (8) 第8号区分 1万6,700円
- (9) 第9号区分 0

- 2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第11号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額
  - (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
- (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

2 前項の「基本給月額」とは、伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の規定が適用される職員については、給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

第 7 条第 3 項中「地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）同法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）」を「休職月等」に、「同法第 55 条の 2 第 1 項ただし書」を「地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書」に改め、同条第 6 項中「前 5 項」を「前各項」に、「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第 7 項中「第 5 条第 3 項又は第 9 条の規定による」を「前条又は第 9 条の規定により」に改め、同条第 8 項中「規定による」を「規定により」に、「前 7 項」を「前各項」に改める。

第 8 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 の規定により計算した退職手当の基本額が 0 である者並びに第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらず

にその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で規則で定めるもの

第11条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第11条の3第1項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第11条の2第1項及び第5項並びに第11条の3第1項各号列記以外の部分中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第5項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第6項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第9項中「第4条」を「第3条第1項」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第10項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第11項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条及び第5条の2」を「第5条、第5条の2及び第5条の3まで」に改める。

附則第12項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

附則に次の1項を加える。

13 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成18年6月

30 日以前に行われた給料月額減額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 6 条の 5 第 2 項に規定する伊勢市職員給与条例の規定が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りではない。

#### 附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の伊勢市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の伊勢市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 12 項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで並びに附則第 5 項から附則第 12 項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に

支給すべきこれらの規定による退職手当額とする。

- 2 職員のうち新条例第7条第4項及び第5項の規定により新条例第5条の2第2項第2号から第11号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として市長が定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第12項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）より多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
  - イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期

間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円)

ア 新条例第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円)

ア 新条例第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第 2 項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として市長が定める額」とする。

第 4 条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第 5 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 44 号)附則第 2 条第 1 項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

第 5 条 新条例第 6 条の 4 の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間 (	平成 8 年 4 月 1 日以後 のその者の基礎在職期 間 (
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後 の基礎在職期間

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 7 条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 7 条第 3 項」を「第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 3 項」に、「同項」を「同条例第 6 条の 4 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての伊勢市職員退職手当支給条例第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布す

る。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 45 号

### 伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)附則第 5 項において準用する地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 38 条第 4 項の規定に基づき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「技能労務職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

#### (給与の種類)

第 2 条 技能労務職員で常時勤務を要するものの給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務の報酬であって、手当を除いたものとする。
- 3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

#### (給与の基準)

第 3 条 給料については、職務の級及び当該職務の級ごとの号給により給料額を定めた給料表を設けるものとする。

- 2 給与の基準は、前項並びに職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるもののほか、伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)に規定する職員の給与の例によるものとする。

#### (臨時又は非常勤の者の給与)

第 4 条 臨時又は非常勤の技能労務職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、他の技

能労務職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害見舞金支給に関する条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 岡本財産区条例第 3 号

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害見舞金支給に関する条例  
の一部を改正する条例

伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害見舞金支給に関する条例（昭和 50 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例(昭和 44 年条例第 18 号。以下「条例」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき」を削る。

第 4 条第 2 項中「別表」を「第 29 条第 2 項に規定するところ」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（支給順位等）

第 6 条 前条に規定する議員の遺族は、議員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 議員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者で、主として議員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第 2 号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 殉職者見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第 7 条第 1 項中「法別表」を「法第 29 条第 2 項に規定する障害等級」に改め、同条第 2 項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第 8 条第 1 項中「条例第 3 条に規定する実施機関」を「議長」に改め、同条第 2 項中「(昭和 50 年条例第 6 号)」を「(平成 17 年伊勢市条例第 32

号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 22 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 17 年伊勢市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の次に次の条を加える。

（副主任）

第 20 条の 2 必要あるときは、課等に副主任を置くことができる。

2 副主任は、上司の命を受けて特定の業務を処理する。

第 28 条第 3 項の表中

「

出先機関	職名
総合支所	副支所長、副参事、課長補佐、主幹、主査、主任
支所	主幹、主査、主任
廃棄物投棄場	主任
工芸指導所	主幹、主査
保育所	副園長、主任保育士、主査、主任
おおぞら児童園	主任保育士、主査、主任

」

を

「

出先機関	職名
総合支所	副支所長、副参事、課長補佐、主幹、主査、主任、副主任
支所	主幹、主査、主任、副主任
廃棄物投棄場	主任、副主任

工芸指導所	主幹、主査
保育所	副園長、主任保育士、主査、主任、副主任
おおぞら児童園	主任保育士、主査、主任、副主任

に改める。

第 29 条の表中

「

主任保育士	上司の命を受けて、園務又は所務を処理する。
-------	-----------------------

を

「

主任保育士	上司の命を受けて、園務又は所務を処理する。
副主任	上司の命を受けて、特定の業務を処理する。

に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 23 号

### 伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「条例」という。)第 11 条の 2 に規定する地域手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする

(地域手当の支給割合の特例)

第 2 条 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例(平成 18 年伊勢市条例第 43 号)附則第 11 項の規則で定める割合は、別表のとおりとする。

(端数計算)

第 3 条 条例第 11 条の 2 の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

(支給の方法)

第 4 条 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合

支給年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
支給割合	0	0	0	100 分の 1

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則を

ここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第24号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能労務職員」という。)の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能労務職員の範囲)

第2条 技能労務職員は、技能労務職員区分表(別表第1)に掲げる職名又は職種名の発令を受けた者とする。

(伊勢市職員給与条例等の例による事項)

第3条 技能労務職員の給与については、この規則に定めるもののほか、伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)、伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年伊勢市条例第43号)及び伊勢市職員退職手当支給条例(平成17年伊勢市条例第46号)の適用を受ける職員の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる条例又は規則の規定中、同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

給与条例第6条第5項	55歳	57歳
伊勢市職員退職手当支給条例施行規則別表イの表第7号区分の項	平成18年7月以後の伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの	伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成18年伊勢市規則第24号。以下「伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」という。)の技能労務職給料表の適用を受けていた

		者でその属する職務の級が5級であったもの
伊勢市職員退職手当支給条例施行規則別表イの表第8号区分の項	平成18年7月以後の伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの	伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は3級であったもののうち市長の定めるもの

(給料表)

第4条 技能労務職員に適用する給料表は、技能労務職給料表(別表第2)のとおりとする。

(初任給)

第5条 技能労務職員の初任給は、初任給基準表(別表第3)により、伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)の規定に準じ決定するものとする。

(職務の級)

第6条 技能労務職員の職務は、その複雑及び責任の度に応じ、これを技能労務職給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、技能労務職給料表級別標準職務表(別表第4)に定めるとおりとする。

(級別資格基準)

第7条 技能労務職員の職務の級を上位の級へ決定する場合に必要な資格は、次に掲げる期間を良好な成績で在職していなければならないこととする。

- (1) 職務の級1級にある者にあつては、4年以上
- (2) 職務の級2級にある者にあつては、3年以上
- (3) 職務の級3級にある者にあつては、5年以上

(4) 職務の級 4 級にある者にあつては、5 年以上

(昇格の場合の号給)

第 8 条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する技能労務職給料表昇格時号給対応表(別表第 5)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)

第 9 条 期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合は、伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 17 年規則第 37 号)別表第 1 に規定する加算を受ける職員及び加算割合は、別表第 6 のとおりとする。

(給与に関するその他の事項)

第 10 条 この規則に定めるものを除くほか、技能労務職員の給与については、給与条例の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 11 条 技能労務職員の勤務時間その他の勤務条件は、一般職員の例による。

(補則)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの給与条例の規定による給与については、なお従前の例による。

(給料の切替え)

3 施行日の前日において、伊勢市の職員であって、かつ、別表第1に掲げる職名又は職種名の発令を受けていた者であって、給与条例第3条に規定する給料表の適用を受けていた者及び施行日に同表に掲げる職種名の発令を受ける者については、施行日以後この規則による技能労務職給料表を適用するものとし、その者の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日において適用を受けていた給料表のその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第1に掲げる職務の級とし、その者の施行日における号給は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(市長の定める職員にあつては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じ、次に掲げる号給とする。

(1) 旧級及び旧号給が附則別表第2の旧級号給欄に掲げられている職員 経過期間に応じ同表新号給欄に掲げる号給

(2) 旧級号給が附則別表第2の旧級号給欄に掲げられている職員以外の職員 市長の定める号給

4 技能労務職員のうち、施行日に前項の規定の適用を受けることとなる職員以外の者でこの規則の適用を受ける職員については、施行日以後適用される給料表並びに施行日における職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

5 附則第3項の規定によりその者の平成18年7月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による級別資格基準の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- (1) 旧級が4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級の級に在級する期間に通算する。
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 6 前3項に定めるもののほか、給料の切替え等に関する事項は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第43号）の適用を受ける職員の例による。
- 7 前5項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	
5級	4級
6級	5級

附則別表第2（附則第2項関係）

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

	旧級号給	新号給
	経過期間	
2級9号給	3月未満	17号給
	3月以上6月未満	18号給
	6月以上9月未満	19号給
2級11号給	6月以上9月未満	27号給
2級12号給	12月以上	33号給
3級3号給	9月以上12月未満	8号給
3級5号給	6月以上9月未満	15号給
	9月以上12月未満	16号給
3級6号給	6月以上9月未満	23号給
	9月以上12月未満	24号給

3級7号給	3月以上6月未満	26号給
	6月以上9月未満	27号給
	12月以上	29号給
3級8号給	12月以上	33号給
3級10号給	12月以上	45号給
3級11号給	3月以上6月未満	46号給
3級12号給	12月以上	53号給
3級13号給	12月以上	57号給
3級14号給	6月以上9月未満	59号給
	9月以上12月未満	60号給
3級15号給	12月以上	65号給
3級16号給	3月以上6月未満	65号給
	12月以上	67号給
3級17号給	12月以上	69号給
3級18号給	12月以上	75号給
3級19号給	6月以上9月未満	76号給
3級24号給	12月以上	89号給
4級6号給	3月以上6月未満	42号給
	6月以上9月未満	43号給
	9月以上12月未満	44号給
4級7号給	3月以上6月未満	46号給
	12月以上	49号給
4級8号給	9月以上12月未満	56号給
4級9号給	3月以上6月未満	62号給
	9月以上12月未満	64号給
	12月以上	65号給
4級10号給	3月未満	65号給
	3月以上6月未満	66号給
	9月以上12月未満	68号給
	12月以上	69号給
4級11号給	3月以上6月未満	74号給
	6月以上9月未満	75号給
	9月以上12月未満	76号給
	12月以上	77号給
4級12号給	3月以上6月未満	86号給
	9月以上12月未満	88号給
	12月以上	89号給
4級13号給	9月以上12月未満	100号給
5級10号給	3月以上6月未満	46号給
	9月以上12月未満	48号給
	12月以上	49号給

5 級 11 号 給	3 月以上 6 月未満	54 号 給
	9 月以上 12 月未満	56 号 給
	12 月以上	57 号 給
5 級 12 号 給	3 月以上 6 月未満	62 号 給
	9 月以上 12 月未満	64 号 給
	12 月以上	65 号 給
5 級 13 号 給	3 月以上 6 月未満	70 号 給
	6 月以上 9 月未満	71 号 給
	9 月以上 12 月未満	72 号 給
	12 月以上	73 号 給
5 級 14 号 給	3 月以上 6 月未満	82 号 給
	6 月以上 9 月未満	83 号 給
	9 月以上 12 月未満	84 号 給
	12 月以上	85 号 給
5 級 15 号 給	3 月以上 6 月未満	90 号 給
	6 月以上 9 月未満	91 号 給
	9 月以上 12 月未満	92 号 給
6 級 13 号 給	9 月以上 12 月未満	40 号 給
6 級 14 号 給	6 月以上 9 月未満	47 号 給
	9 月以上 12 月未満	48 号 給
	12 月以上	49 号 給
6 級 15 号 給	3 月未満	49 号 給
	3 月以上 6 月未満	50 号 給
	6 月以上 9 月未満	51 号 給
	9 月以上 12 月未満	52 号 給
6 級 16 号 給	3 月以上 6 月未満	58 号 給
	6 月以上 9 月未満	59 号 給
	9 月以上 12 月未満	60 号 給
6 級 17 号 給	3 月以上 6 月未満	62 号 給
	6 月以上 9 月未満	63 号 給
	9 月以上 12 月未満	64 号 給
	12 月以上	65 号 給
6 級 18 号 給	3 月以上 6 月未満	66 号 給
	6 月以上 9 月未満	67 号 給
	9 月以上 12 月未満	68 号 給
	12 月以上	69 号 給
6 級 19 号 給	3 月以上 6 月未満	69 号 給
	6 月以上 9 月未満	69 号 給
	9 月以上 12 月未満	69 号 給
	12 月以上	69 号 給

別表第1（第2条関係）

技能労務職員区分表

区分	技能労務職員
職名	調理士、技能士、業務員、学校業務員、給食調理士
職種名	自動車運転手

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500

21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500

58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
70	203,700	254,200	285,400	316,500	
71	204,400	254,800	286,200	317,000	
72	205,100	255,400	287,000	317,500	
73	205,900	255,900	287,900	317,800	
74	206,700	256,400	288,700	318,300	
75	207,500	256,900	289,500	318,800	
76	208,300	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	
89	217,200	262,600	297,900	324,400	
90	217,800	263,000	298,400	324,800	
91	218,400	263,400	298,900	325,200	
92	219,000	263,800	299,400	325,600	
93	219,500	264,200	299,900	325,900	
94	220,000	264,600	300,400	326,300	

95	220,500	265,000	300,900	326,700
96	221,000	265,400	301,400	327,100
97	221,600	265,600	301,800	327,400
98	222,100	265,900	302,300	327,800
99	222,600	266,200	302,800	328,200
100	223,100	266,500	303,300	328,600
101	223,700	266,900	303,700	328,900
102	224,300	267,200	304,100	
103	224,900	267,500	304,500	
104	225,500	267,800	304,900	
105	225,900	268,100	305,300	
106	226,400	268,400	305,700	
107	226,900	268,700	306,100	
108	227,400	269,000	306,500	
109	227,800	269,300	306,900	
110	228,300	269,600	307,300	
111	228,800	269,900	307,700	
112	229,300	270,200	308,100	
113	229,800	270,500	308,400	
114	230,300	270,800	308,800	
115	230,800	271,100	309,200	
116	231,300	271,400	309,600	
117	231,700	271,700	309,900	
118	232,100	272,000	310,300	
119	232,500	272,300	310,700	
120	232,900	272,600	311,100	
121	233,300	272,800	311,400	
122		273,100	311,800	
123		273,400	312,200	
124		273,700	312,600	
125		273,800	312,800	
126		274,100	313,200	
127		274,400	313,600	
128		274,700	314,000	
129		274,800	314,200	
130		275,100	314,600	
131		275,400	315,000	

	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

#### 備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。
- この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

#### 別表第 3（第 5 条関係）

##### 初任給基準表

学歴免許等	初任給
高校卒	1 級 25 号給
中学卒	1 級 13 号給

#### 別表第 4（第 6 条関係）

##### 技能労務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	一般的な業務を行う職務
3 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	1 副主任の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	1 係長の職務、主任の職務又はこれらに相当する職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5（第8条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16

36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36

77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	

118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

別表第 6 ( 第 9 条関係 )

職員	加算割合
職務の級 5 級の職員	100 分の 10 ( 市長が別に定める職員 にあっては、100 分の 5 )
職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員 ( 市長が定める職員に限る。 )	100 分の 5

平成 18 年改正給与条例附則第 4 項の規定による職務の級における最高  
の号給を超える給料月額等を受ける職員の切替えに関する規則をここに公  
布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 25 号

平成 18 年改正給与条例附則第 4 項の規定による職務の級における  
最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の切替えに関する規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成  
18 年伊勢市条例第 43 号)附則第 4 項に規定する平成 18 年 7 月 1 日(以  
下「切替日」という。)の前日において伊勢市職員給与条例(平成 17 年  
伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。)別表の給料表(以下「給  
料表」という。)に定める職員の級における最高の号給を超える給料月額  
をうけていた職員の切替日における号給又は給料月額に関し必要な事項  
を定めるものとする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

第 2 条 切替日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号  
給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給(以下「新  
号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定  
める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料  
月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級  
(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられてい  
る職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間  
(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」  
という。)に応じて別表に定める号給
- (2) 旧級が給料表の 1 級である職員のうち旧給料月額が旧級に応じた別  
表の旧給料月額欄に掲げられていない者 市長の定める号給
- (3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に

関する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則 26 号

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成 18 年改正給与条例 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 18 年伊勢市条例第 43 号）をいう。
- (2) 改正前の規則 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年伊勢市規則第 27 号。以下「基準規則」という。）による改正前の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 17 年伊勢市規則第 28 号）をいう。
- (3) 切替日 平成 18 年 7 月 1 日をいう。
- (4) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成 18 年改正給与条例附則第 2 項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成 18 年改正給与条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級をいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間

ウ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第13条に規定する病気休暇又は第15条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

(7) 復職時調整 基準規則第12条又は伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第6条の規定による号給の調整をいう。

(8) 再任用職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

(9) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体の職員及び地方公務員その他市長の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(平成18年改正給与条例附則第7項の規則で定める職員)

第3条 平成18年改正給与条例附則第7項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員

(5) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員

(平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第4号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の規則第8条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第4号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則第10条又は平成18年改正給与条例附則第13項の規定による改正前の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正給与条例による改正前の伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が

属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(4) 市長の承認を得てその号給を決定された場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 18 年改正給与条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

(平成 18 年改正給与条例附則第 9 項の規定による給料の支給)

第 5 条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては、市長の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 18 年改正給与条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成 18 年改正給与条例附則第 8 項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第 6 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則をここに公布

する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 27 号

### 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 17 年伊勢市規則第 28 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。

以下「条例」という。）に基づき、伊勢市職員（以下「職員」という。）の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準について定めるものとする。

（職務等の基準）

第 2 条 職員の職務の級分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 1 のとおりとする。この場合において、職員の職務の内容により任命権者において特に必要があると認める者に対しては、級 1 位に限りそれぞれ上位に格付することができる。

（初任給）

第 3 条 初任給の基準は、別表第 2 又は別表第 3 のとおりとする。

2 別表第 3 に定めるもののほか、特別の資格を有するものの初任給については、その者の職務の内容により特に 12 号以内で上位の号給とすることができる。

3 新たに採用した職員が、採用前の経歴を有するときは、その期間を経験年数として換算することができる。経験年数の換算は、別表第 4 のとおりとする。

4 前項の規定により、換算された経験年数の月数を、12 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に 4（新たに職員になった者が条例第 6 条第 4 項に規定する一般職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 7 級であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(昇格)

第4条 任命権者は、職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、1位上位の職務の級に決定するものとする。ただし、その者が、現に属する職務の級において次に掲げる期間を良好な成績で在職していなければならない。

- (1) 職務の級1級にある者にあつては、4年以上
- (2) 職務の級2級にある者にあつては、6年以上
- (3) 職務の級3級にある者にあつては、4年以上
- (4) 職務の級4級にある者にあつては、2年以上
- (5) 職務の級5級にある者にあつては、2年以上
- (6) 職務の級6級にある者にあつては、3年以上

2 任命権者は、特に優秀な職員で上位の職務の級に昇格させることが適当であると認めるときは、前項に規定する期間にかかわらず、これを昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第5条 職員が、生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、又は著しい障害の状態となったときは、第4条の規定にかかわらず特に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める一般職給料表昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、市長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第8条 条例第6条第3項の規定による昇給の日は、次条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とし、同項に定める期間におけるその者の勤務成績によるものとし、その基準は、別に定める。

(特別昇給)

第9条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第6条第3項の規定により、あらかじめ市長の承認を得て、当該各号に定める日に昇給させることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の

翌月の初日までの日

- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職した場合 退職の日

第 10 条 条例第 6 条に定める職員の昇給について、同じ職務の級に属する他の職員との均衡上必要があるときは、その必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第 11 条 第 8 条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(復職時等における号給の調整)

第 12 条 休職を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第 6)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 前項に規定する号給の調整を行う場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(この規則により難しい場合の措置)

第 13 条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、市長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

( 補則 )

第 14 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 職員の初任給、昇格、昇給等に係る期間については、通算する。

4 市長は、旧規則との適用の相違により、級及び号給に不均衡が生じる場合は、所要の調整を行うものとする。

( 改正条例附則第 2 項適用職員の在職年数等に関する経過措置 )

5 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 18 年伊勢市条例第 号)附則第 2 項の規定よりその者の平成 18 年 7 月 1 日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する第 4 条の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が一般職給料表の 2 級又は 5 級であった職員旧級及び旧級の 1 級下位の職務の級に在級する期間に通算する。

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

( 切替日における昇格又は降格の特例 )

- 6 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第6条又は第7条の規定を適用する。  
(平成19年1月1日における職員の昇給の号給数等)
- 7 平成19年1月1日において、職員を給与条例第6条第4項の規定による昇給(第9条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、市長が定めるその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12で除して得た数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあっては、市長の定める号給数)とする。
- 8 前項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 係長の職務又はこれに相当する職務
4 級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務 2 係長の職務又はこれに相当する職務 3 課長補佐の職務又はこれに相当する職務
5 級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務
7 級	部長の職務又はこれに相当する職務

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

一般職員初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1 級 29号 給
短大卒	1 級 21号 給
高校卒	1 級 13号 給
中学卒	1 級 1 号 給

別表第 3 (第 3 条関係)

特殊技術職員初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
看護師	有資格者	一般職員の 8 号給上位
准看護師	有資格者	一般職員の 4 号給上位
消防吏員		一般職員の 8 号給上位

別表第 4 (第 3 条関係)

経験年数換算表

経 歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間		10割
	その他の期間	8割
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	8割
	その他の期間	5割
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		10割
その他の期間		5割

別表第5（第6条関係）

一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8

21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27

46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	30
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	31
56	24	40	40	48	44	31
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	32
59	26	42	43	51	46	32
60	26	42	44	52	46	32
61	27	43	45	53	47	33
62	27	43	45	54	47	33
63	28	44	45	55	48	34
64	28	44	46	56	48	34
65	29	45	46	57	49	35
66	29	45	46	58	49	35
67	30	46	47	59	50	36
68	30	46	47	60	50	36
69	31	47	47	61	51	37
70	31	47	48	62	51	37

71	32	48	48	63	52	38
72	32	48	48	64	52	38
73	33	49	49	65	53	39
74	33	49	49	66	54	39
75	34	49	49	67	55	40
76	34	49	50	68	56	40
77	35	50	50	69	57	41
78	35	50	50	70	58	
79	36	50	51	71	59	
80	36	50	51	72	60	
81	37	51	51	73	61	
82	37	51	52	74	62	
83	38	51	52	75	63	
84	38	51	52	76	64	
85	39	52	53	77	65	
86	39	52	53	78		
87	40	52	53	79		
88	40	52	53	80		
89	41	53	54	81		
90	41	53	54	82		
91	42	53	54	83		
92	42	53	54	84		
93	43	53	55	85		
94		54	55			
95		54	55			

96		54	55			
97		54	56			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	57			
102		55	57			
103		55	58			
104		56	58			
105		56	59			
106		56	59			
107		56	60			
108		56	60			
109		57	61			
110		57	61			
111		57	62			
112		57	62			
113		58	63			
114		58				
115		58				
116		58				
117		59				
118		59				
119		59				
120		59				

121		60				
122		60				
123		60				
124		60				
125		61				

別表第 6 (第12条関係)

休職期間等調整換算表

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第36条第1項の休職	3分の3以下
伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）第15条に規定する介護休暇	2分の1以下
条例第36条第2項又は第3項の休職	3分の1以下。ただし、結核性疾患にあっては、2分の1以下とすることができる。
条例第36条第4項の休職	0。ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3分の3以下とすることができる。

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第28号

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料月額」を「給料月額と伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市条例第43号）附則第7項の規定による給料の額との合計額」に改める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 29 号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則  
第 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

変則勤務 手当	1 図書館、保育所(保育園)又は幼稚園に勤務する職員で、月曜日から金曜日までの日において正規の勤務時間の開始時刻が午前 7 時 30 分以前若しくは終了時刻が午後 6 時以降の勤務に従事したとき又は日曜日若しくは土曜日に正規の勤務時間が割り振られ当該勤務に従事したとき。	日額	300
	2 消防職員以外の職員で、月曜日から金曜日までの日において正規の勤務時間の開始時刻が午前 6 時 30 分以前又は終了時刻が午後 7 時以降の勤務に従事したとき。	日額	400

」

を

「

変則勤務 手当	正規の勤務時間の開始時刻が午前 7 時 30 分以前の勤務に従事したとき。	日額	300
------------	---------------------------------------	----	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 30 号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「100 分の 140」を「100 分の 145」に、「100 分の 180」を「100 分の 185」に改め、同条第 2 号中「100 分の 70」を「100 分の 75」に、「100 分の 90」を「100 分の 95」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

職員	加算割合
職務の級 7 級及び 6 級の職員	100 分の 15
職務の級 5 級及び 4 級の職員	100 分の 10(職務の級 4 級に属する職員のうち市長が別に定める職員にあっては、100 分の 5)
職務の級 3 級の職員	100 分の 5

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第31号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の7条を加える。

（基礎在職期間）

第1条の2 条例第5条の2第2項第11号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第7条第5項に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 条例附則第4項の規定により引き続いた在職期間とみなされる合併前の伊勢市の職員としての在職期間

（退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等）

第1条の3 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等退職した者が属していた条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区

分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第1条の4 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第11号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、市長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続

いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が市長の定めるものであったときは、市長の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第1条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第1条の6 前条（第1条の4の規定により職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（基本給月額に準ずる額）

第 1 条の 7 条例第 6 条の 5 第 2 項に規定する伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の規定が適用される職員の基本給月額に準ずる額は、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額とする。

（その者の非違により退職した者）

第 1 条の 8 条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として法第 29 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の場合を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第 4 条第 3 号中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 2 条中「第 5 条の 4」を「第 5 条の 5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

3 条例附則第 13 項ただし書に規定する規則で定める額は、第 1 条の 7 に規定する給料の月額とする。

附則の次に次の 1 表を加える。

別表（第 1 条の 5 関係）

ア 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 4 号区分	1 平成 8 年 4 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの間において合併前の伊勢市職員給与条例（昭和 23 年伊勢市条例第 34 号。以下「旧伊勢市給与条例」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの及び平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの間において伊勢市職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの 2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの
第 5 号区分	1 平成 8 年 4 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの間

	<p>において旧伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの及び平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間において伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成17年10月31日までの間において旧伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの及び平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間において伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成17年10月31日までの間において旧伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの及び平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間において伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成17年10月31日までの間において旧伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの及び平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間において伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第4号区分	1 平成18年7月以後適用されている伊勢市職員給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属
-------	--

	<p>する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>1 平成18年7月以後の伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成18年7月以後の伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成18年7月以後の伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>1 平成18年7月以後の伊勢市給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第9号区分	第4号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

### ( 改正条例の施行に伴う経過措置 )

- 2 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第44号。以下「改正条例」という。)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条例附則第2条第1項に規定する市長が定める額は、同条例附則第2条第2項に掲げる者が、市長の定めるところにより、その者の伊勢市職員退職手当支給条例(平成17年伊勢市条例第

46号)第7条第4項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員とみなされるものを含む。)としての在職期間において、伊勢市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

- 3 改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条例附則第3条第1項に規定する市長が定める額は、前項に規定する給料月額とする。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 29 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 菊 川 厚

## 伊勢市教育委員会規則第 3 号

### 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成 17 年教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条第 1 項第 3 号中「世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。」を「世帯構成員中生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の所得割課税額の合計額とする。」に改める。

別表第 3 中「授業料」を「保育料」に改め、同表注 1 を次のように改める。

注 1 市民税の所得割課税の額は、世帯構成員中生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の所得割課税額の合計額とする。

### 附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市御園B & G海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 29 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 菊 川 厚

## 伊勢市教育委員会規則第 4 号

伊勢市御園 B & G 海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則  
伊勢市御園 B & G 海洋センター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第  
35 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

### 様式第 4 号（第 8 条関係）

#### 1 市内の一般の者

No. 伊勢市御園 B&G 海洋センター プール利用券 100 円  (控)	No. 伊勢市御園 B&G 海洋センター プール利用券 100 円  (有効当日限り)  伊勢市御園 B&G 海洋センター
--	---

#### 2 市外の者又は夜間の使用者

No. 伊勢市御園 B&G 海洋センター プール利用券 200 円  (控)	No. 伊勢市御園 B&G 海洋センター プール利用券 200 円  (有効当日限り)  伊勢市御園 B&G 海洋センター
--	---

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校水泳プール管理・運営規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 29 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 菊 川 厚

## 伊勢市教育委員会規則第5号

### 学校水泳プール管理・運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市立小学校及び中学校プール(以下「プール」という。)について、法令及び条例に定めるもののほか、学校における水泳指導(以下「学校水泳」という。)及び地域社会の体育向上のための利用に必要な管理及び運営について定めるものとする。

(使用期間及び時間)

第2条 プールの使用期間は、6月下旬から9月中旬までとし、毎年伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)において定める。

第3条 プールの使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 学校水泳においては、指導計画に基づく時間とする。
- (2) その他の使用は、学校水泳のない日の午前9時から午後4時までの間において教育委員会が定める。ただし、必要があるときは、変更することができる。
- (3) 雨天又は強風等のときは、原則として使用しない。

(プールの使用許可)

第4条 プール使用は、学校水泳のほかは、次の場合に限り許可する。

- (1) 水泳訓練を目的として、市自治区又は市の地域社会教育団体及び社会事業所等において、その責任者の監督の下で専用使用するとき。
- (2) レクリエーション又は水泳競技のため、特定団体、社会事業所等が専用使用するとき。ただし、学校水泳及び前号の規定による使用に支障のない日時に限る。この場合には、所定の使用料を徴収する。
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(入場禁止)

第5条 次の各号に該当する者は、入場を禁止し、又は退場させることができる。

- (1) 保護者又は保護者に準ずる者のついていない小学校3年以下の児童及び就学前児童
- (2) 指導者のついていない、泳げない者
- (3) 医師によって水泳不相当と診断された者

- (4) 慢性じん炎、心臓病、消化器病、呼吸器病、視聴覚器病、高血圧病、皮膚病、感染症等疾病があると認められる者
  - (5) 酒気を帯びている者
  - (6) 危険な器物を携帯している者
  - (7) 他に迷惑を及ぼすと認められる者
  - (8) この規則に違反した者
- (入場者の心得)

第6条 このプールに入場する者は、次の各号の事項を守らなければならない。

- (1) 入泳前に用便をしておくこと。
- (2) 入泳前にシャワーにて身体をよく洗い、清潔にすること。
- (3) 入泳前十分に準備運動をすること。
- (4) 入泳中プール内にたん、つばを吐き、又は用便をしないこと。
- (5) 水泳中おぼれるまねをしないこと。
- (6) 遊泳中故意に他人の身体に触れないこと。
- (7) 他人に迷惑となる行為や妨げとなるようなことをしないこと。
- (8) 他人の危険を発見したときは、直ちに監視人に連絡し、救助の方法を講ずること。
- (9) すべて管理者及び監視人の指示に従うこと。
- (10) 教育委員会の指示する事項を守ること。

(管理者)

第7条 プールは、学校長(以下「管理者」という。)が管理をする。ただし、学校PTAプール運営委員会以外が使用する専用期間中に限り教育委員会が管理をする。学校水泳の運営については、学校長は、教育委員会の承認を得なければならない。

第8条 管理者は、プールの使用期間中、管理係員を配置し、次の各号の事項を処理させなければならない。

- (1) プール水の給水及び排水に関すること。
- (2) プール水の衛生管理に関すること。
- (3) プール及び附属設備の清掃に関すること。
- (4) この規則に定める不当入場の監視に関すること。

(監視人)

第9条 プール使用責任者は、その使用中適当数の監視人を配置し、危険防止に万

全を期さなければならない。

第10条 監視人は、危険防止予防の監視のほか、プール管理者に協力しなければならない。

(緊急備品等の点検)

第11条 管理者は、常に、水温計、残留塩素測定器等の衛生備品及び竹さお、たんか、浮き、救急薬品等の緊急備品の整備点検をし、衛生管理及び非常事態の発生に万全の備えをしなければならない。

(専用使用)

第12条 団体が専用使用するとき、使用日前30日から使用日前10日までの期間に専用使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。専用使用に当たり減免を受けようとするときは、専用使用許可申請書に減免申請書(様式第2号)を添えて、教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による専用使用許可申請書の提出があったときは、必要な条件を付し専用使用許可書(様式第1号)を交付する。

又減免申請書の提出があった場合も同様とする。

(専用使用者の管理義務)

第13条 専用使用者は、関係職員等の職務上の入場を拒んではならない。

2 専用使用者は、専用が終わったときは、場内を速やかに原状に回復し関係職員に届けなければならない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるとき又は使用者の責めによらない理由で利用できなかった場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者が学校に関する施設及び器具等を破損し、又は滅失したときは、その実費を賠償しなければならない。

(災害の責任)

第16条 教育委員会は、使用者がプールの使用中において自己の過失又は病気により死亡又はけがをしたときは、その責任を負わないものとする。

(使用の停止)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用中であってもその使用

の一部又は全部を停止若しくは中止させることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第12条関係)

学校プール専用使用許可申請書

年 月 日

(あて先)伊勢市教育委員会

住所  
申請者  
氏名 印

学校プールを専用いたしたいので、学校水泳プール管理・運営規則第12条の規定により申請します。

団体の名称	
団体の住所	
使用責任者	
予定人員	人
専用日時	年 月 日 ~ 日 午 前後 時 ~ 時
専用の目的	
使用施設	
使用料	無料 ・ 有料( 円)
備考	

使用料欄は、教育委員会が記入します。本書2通を提出してください。

学校プール専用使用許可書

上記のとおり許可する。市条例、規則等を遵守すること。

年 月 日

伊勢市教育委員会

様式第2号(第12条関係)

学校プール使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)伊勢市教育委員会

住所  
申請者  
氏名 ㊟

学校プール使用料を減免されるよう、学校水泳プール管理・運営規則第12条の規定により申請します。

団体の名称			
団体の住所			
使用責任者			
予定人員	人		
専用日時	年 月 日 ~ 日	午 前後	時 ~ 時
専用の目的			
使用施設			
減免理由			
減免申請額	円	減免決定額	円
備考			

減免決定額欄は、教育委員会が記入します。本書2通を提出してください。

学校プール減免決定通知書

上記のとおり使用料減免は、決定されましたので通知いたします。

年 月 日

伊勢市教育委員会

伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市議会議長 中 村 豊 治

## 伊勢市議会規則第 1 号

### 伊勢市議会事務局設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市議会事務局設置条例施行規則（平成 17 年伊勢市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（職種名）

第 5 条 前条の規定のほか、特に職務の内容を明らかにする必要があるものについては、同条で規定する職名のほか、別表に掲げる職種名を置くことができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

職名	職種名	職務の内容
書記	一般事務員	一般事務
書記	自動車運転手	自動車の運転

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職務に従事し、同表の中欄に定める職名の発令を受けている者は、同表右欄に定める職名及び職種名に発令されたものとみなす。

職務の内容	職名	職名及び職種名
一般事務	書記	書記 一般事務
自動車の運転	書記	書記 自動車運転手

伊勢市工芸指導所運営協議会規程を次のように定める。

平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第6号

### 伊勢市工芸指導所運営協議会規程

#### (設置)

第1条 伊勢市工芸指導所(以下「工芸指導所」という。)の円滑な運営を図るため、伊勢市工芸指導所運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、工芸指導所の運営及び業務の実施に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

#### (組織等)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び市内の産業団体の関係者のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできな

い。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、工芸指導所の運営及び業務の実施に関する専門的事項について必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業支援センター準備室において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

伊勢市職員職名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第7号

### 伊勢市職員職名規定の一部を改正する規程

本則を第1条とし、同条に見出しとして、「(職名)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第2条 特殊な業務に従事する職員で、特にその職務の内容を明らかにする必要があるものについては、前条で規定する職名のほか、別表に掲げる職種名を置くことができる。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表(第2条関係)

職名	職種名
技術吏員	一般技術員
技術吏員	自動車運転手
技術吏員	看護師
技術吏員	准看護師
技術吏員	保健師
技術吏員	栄養士

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職名の発令を受けている者は、同表の中欄に定める職名及び右欄に定める職種名に発令されたものとみなす。

従前の職名	職名	職種名
技術吏員	技術吏員	一般技術員

技術吏員	技術吏員	自動車運転手
技術吏員	技術吏員	看護師
技術吏員	技術吏員	准看護師
技術吏員	技術吏員	保健師
技術吏員	技術吏員	栄養士

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程(平成 17 年伊勢市上下水道  
事業管理規程第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第43号)」の次に  
「、伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊  
勢市条例第45号)」を加える。

### 附 則

この規程は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

### 伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部処務規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「主査及び主任」を「主査、主任及び副主任」に改める。

第 5 条中第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 副主任は、上司の命を受けて特定業務を処理する。

#### 附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下小俣自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 18 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 西 山 巧

伊勢市小俣町元町 1439 番地

変更後 松 家 孝 司

伊勢市小俣町元町 1256 番地

## 伊勢市告示第 60 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
中小俣自治区から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 18 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 岩 井 政 廣

伊勢市小俣町元町 1031 番地

変更後 補 永 行 保

伊勢市小俣町元町 1193 番地

伊勢市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 18 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 名称

古市連合自治会

2 規約に定める目的

会は、町の発展と町民の親睦及び福利増進を図ることを目的とし、政治的活動には関与しない。

会は、目的遂行のため、下記の事業を行う。

- (1) 町の発展に寄与する事業
- (2) 町の祭事及び居住者の親睦を図る事業
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、会の目的遂行に関する事業

3 区域

伊勢市古市町全域

伊勢市楠部町字亀山全域

伊勢市勢田町字滝ヶ谷全域

伊勢市勢田町 669 番地 2、672 番地 1 から 672 番地 2、673 番地 6、674 番地 8、734 番地 17、785 番地 2、786 番地 2、814 番地 5 から 814 番地 6、819 番地 3、825 番地 5 から 825 番地 10、835 番地 1 から 835 番地 12、842 番地 1 から 842 番地 5、844 番地 1 から 844 番地 6、847

番地、848番地、848番地1から848番地6、849番地、850番地、850番地2、851番地6、855番地1、858番地2から858番地7、858番地17、858番地19、861番地3、862番地2、915番地、918番地2から918番地10、918番地12から918番地20、929番地2から929番地4、930番地4、933番地、933番地2から933番地8

伊勢市中之町134番地、134番地3

4 事務所

会の事務所は、古市公民館（伊勢市古市町90番地1）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

野村 隆

伊勢市古市町158番地7

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の2第15項において準用する民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による場合。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得たとき。

9 認可年月日

平成18年6月12日

伊勢市告示第 62 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	馬瀬 20 号線	馬瀬町字上之山 831 番 1 地先から 馬瀬町字内川田 1016 番 4 地先まで	旧	2.1 ~ 15.5	130.0
			旧新	3.0 ~ 4.2	55.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
檜原長会自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10  
項の規定により告示します。

平成 18 年 6 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 辻 善 正

伊勢市東豊浜町 4543 番地

変更後 右 京 繁 樹

伊勢市檜原町 142 番地

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成18年6月21日

伊勢市教育委員会

委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成18年6月27日(火)午後6時30分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4階2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第7号 平成18年度工事施工計画について

議案第8号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について

議案第9号 伊勢市御園B & G海洋センター条例施行規則の一部改正に  
ついて

議案第10号 学校水泳プール管理・運営規則の制定について

議案第11号 スポーツ功労者表彰規程の制定について

伊勢市上下水道事業告示第 42 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 6 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
179	志摩ダイワ設備 株式会社	志摩市阿児町安乗 486 番地	平成 18 年 6 月 6 日

伊勢市上下水道事業告示第 43 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
275	有限会社 白髭商店	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3833 番地	平成 18 年 6 月 12 日
276	有限会社 中広建設	伊勢市有滝町 2193 番地 2	平成 18 年 6 月 12 日

伊勢市上下水道事業告示第 44 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 6 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
248	大管工業 有限公司	松阪市大黒田町 1265 番地	平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 45 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
280	中村水道	松阪市上川町 419 番地	平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 46 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
277	川谷水道 工業所	多気郡明和町大字佐田 1100 番地 2	平成 18 年 6 月 16 日
278	大管工業 有限公司	松阪市大黒田町 1265 番地	平成 18 年 6 月 20 日
279	サクセス	松阪市湊町 184 番地 6	平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 47 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
281	池田住設	志摩市阿児町甲賀 1096 番 地 123	平成 18 年 6 月 23 日

伊勢市上下水道事業告示第 48 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
249	中村水道	松阪市上川町 419 番地	平成 18 年 6 月 21 日

## 伊勢市公告第 27 号

### 都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 18 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
大湊みどり苑 2 号公園	伊勢市大湊町明神西 6 番 75

#### 2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持管理課において縦覧に供します。

#### 3 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 20 日

## 伊勢市公告第 28 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 6 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市中村町	テリア	白	不明	小	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 6 月 22 日

3 抑留期限 平成 18 年 6 月 27 日

#### 4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

## 伊勢市公告第 29 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 6 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市内宮	雑種	薄茶	雄	中	成犬	
2	伊勢市中村町	雑種	薄茶	不明	小	子犬	

2 抑留した日 平成 18 年 6 月 29 日

3 抑留期限 平成 18 年 7 月 4 日

#### 4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)